

2017年10月17日

PEFC 認証材・製品について

PEFC-Japan

一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）

昨今、一部の機関から PEFC 認証材・製品の信頼性について疑義が呈されておりますが、PEFC 国際認証制度は、各国の認証制度との相互承認の制度を確立し、その認証システムとしては、スキームオーナー、認定機関及び認証機関の三者が厳格に独立した形で運営され、認証材・製品の信頼の確保を第一義としております。

即ち、PEFC 相互承認の制度については、信頼ある独立した各国森林認証制度間の適合性を実現し、持続可能な森林管理のための統一かつ高レベルの森林認証制度を世界的に確立してこれを実現することにあります。

このため、PEFC は、PEFC 相互承認を受けた森林認証制度を有する全ての国において同一かつ高い水準で適用されていることを検証しております。具体的には、各国の森林認証制度を対象に公開かつ透明で独立した相互承認プロセスを実践し、その水準が世界のすべての PEFC 相互承認を受けた認証制度にも適用されていることを検証しております。

また、PEFC 認証システムについては、国際的に広く認められている ISO の原則を取り入れており、国際認定フォーラム（IAF）に加盟する各国の認定機関は、認証機関について、その能力、資質、独立性などに関して適格な審査に基づいて認定することとしております。

認定機関の認定を受けた認証機関は、スキームオーナーが管理する森林認証規格の要求事項に基づき、森林管理者、木材・木製品、紙の加工者などによって遵守されているかどうかについて適格な審査によって検証し、認証することとしております。

更に、スキームオーナー、認定機関及び認証機関は、独立してそれぞれの責務を果たすこととしており、市民・消費者等関係者からの苦情については、その内容によって関係する機関において速やかに対応し、認証制度の信頼の確保に努めることとしております。

現在、日本に輸入されている PEFC 認証材・製品については、産出国において先に述べた認証システムに基づき適切に管理されており、関係認証 CoC 企業によってデュージェンス・システムが実施され、その調達された原材料が違法伐採等「問題のある出処」からのものでないよう検証がなされており、PEFC 認証制度上の信頼性の確保が図られております。

なお、特定の PEFC の認証材あるいは認証製品について疑義がある場合は、関係国の認証機関に対し、具体的な根拠とともに申し立てていただければ、それに対応する体制を持っておりますことをご案内します。認証機関は、ISO/IEC17065 に基づき、透明性のある形で対応する仕組みとなっており、その認証機関の活動に関連する苦情であれば、それを受理し、受理した旨を申立者に対し通知するとともに、できる限りの必要な情報を収集し、検証を行い、その結果を申立者に通知することとなっています。さらに、認証機関は、申立者への結果の通知以降も、申し立てを解決するためにすべての必要な措置をとることとしております。

(参考)

PEFC ST 2002:2013

林産品のCOC — 要求事項 (抜粋)

3 用語と定義

3.9

問題のある出処 (Controversial sources)

下記にあたる林業活動である。すなわち、

(a) 特に下記の分野に関連する森林に関わる行為で、条例、国法、または国際法を遵守しない

もの

- 生物多様性の保全および森林の他の用途への転用を含む林業の施業と伐採
- 環境的および文化的な価値が高いとして指定を受けた区域における施業
- 保護の対象となっている種や絶滅危惧種 (CITES の要求事項を含む)
- 林業従事者の健康と労働問題
- 先住民の財産、土地保有権、土地使用権
- 第三者の財産、土地保有権、土地使用権
- 税や使用料の支払い

(b) 伐採国の林業部門に関わる交易および関税に関する法令を順守しないもの

(c) 遺伝子組み換えを受けた木の使用

(d) 一次林の人工林への転換を含む森林の他の植生への転換

注意書：遺伝子組み換え木を排除するこの方針は 2015 年 12 月 31 日まで有効とする。

PEFC ST 2003:2012

PEFC 国際 CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項(抜粋)

7. プロセスに関する要求事項

7.13 苦情と提訴

ISO/IEC17065 の第 7.13 項に定められるすべての要求事項が適用される。